

おおづまち

けいかく

大津町こども計画

む がいようばん

<こども向け概要版>

れいわ ねんど
令和7年度

れいわ ねんど
令和11年度



大津町夢絵画「こどももおとなもよろこぶ えほんやさんになりたい」

れいわ ねん がつ
令和 7 年 3 月

おお づ まち
大 津 町



こんにちは！ ぼくはからいもくん。

きみは^{おおづまち}大津町の^すこと好き？

^{おおづまち}大津町に^す住むみんなにとって、もっと^す住みやすく、

すてきな^{まち}町になるように、**こども計画**^{けいかく}が^{つく}作られたよ！

どんなことが^か書いてあるのか、一緒に^{いっしょ}みていこう♪

1 ^し知っていますか？『^{けんり}こどもの権利』

「^{けんり}こどもの権利」とは、こどもが^う生まれてから^{おとな}大人になるまで^{あんしん}安心して^{すこ}健康やかに^{そだ}育つために^も持っている^{けんり}権利です。この^{けんり}権利を守るために、^{した}下の4つのルールがあります。

ルール
1

^{いのち}命が^{まも}守られ
^{せいちょう}成長できること

すべてのこどもの^{いのち}命が^{まも}守られ、
^こ個性を^の伸ばしながら^{せいちょう}成長できる
^{かんきょう}環境が^{つく}つくられるようにします。

ルール
2

^{いけん}こどもの^{いけん}意見が
^{たいせつ}大切に^さされること

こどもが^{じぶん}自分の^{いけん}意見を^{じゆう}自由に^い言う
ことができ、その^{いけん}意見を^{たいせつ}大切に
^{かんきょう}環境が^{つく}つくられるようにします。

ルール
3

^{こども}こどもにとって
^{もっと}最も^{よい}よいこと

こどもに^{かん}関することを^き決める^{とき}時は
「こどもにとって^{なに}何が^{もっと}最も^よ良いか」
を^{だいいち}第一に^{かんが}考えるようにします。

ルール
4

^{さべつ}差別のないこと

すべてのこどもが、どんな^{りゆう}理由で
あっても^{さべつ}差別されないようにしま
す。



^{おおづまち}大津町 ^{けいかく}こども計画は「^{けんり}こどもの権利」を^{たいせつ}大切に
して^{つく}つくりられているよ。

2 こども計画^{けいかく}ってなに？



おおづまち す わかもの ほごしゃ あんしん
大津町に住むこどもと若者、保護者が安心して
く けいかく わかもの
暮らしていくための計画だよ。こどもや若者の
いけん と い
意見も取り入れてつくられているよ。

おおづまち じんこう ふ だいきぎょう こうじょう ちか
大津町では、人口が増えてきたことや大企業の工場が近くにできたこ
とで、こどもや若者の暮らしが大きく変わろうとしています。そのため、
おおづまち わかもの あんしん く まち つづ
これからも大津町のこどもや若者が安心して暮らせる町であり続ける
ための取り組み^{とく}をかんが^{かんが}ひつよう^{ひつよう}する必要があります。

くに きほんほう あたら
そこで、国の「こども基本法」という新しいルールにもとづき、こど
もたちのいけん^{いけん}と^とい^いながら「こども計画^{けいかく}」をつくりました。こども
わかもの ほごしゃ ささ と く じゅうじつ だれ あんしん
や若者、保護者を支える取り組みをもっと充実させて、誰もが安心して
く
暮らしていける「こどもまんなか大津」を目指します。

こどもたちの意見^{いけん}

- そと あそ あそ ば
・外で遊べる遊び場がほしい
- しょうぎょうし せつ
・商業施設がほしい
- とも べんきょう ばしょ
・友だちと勉強できる場所がほし
い
- がっこう おやい がい そうだん ばしょ
・学校や親以外の相談できる場所が
ほしい

計画^{けいかく}でとく^{とく}組むこと

- あそ ば
・遊び場をつくれます
- わかもの いばしょ
・こどもや若者の居場所をつくり
ます
- きがる そうだん かんきょう
・こどもも気軽に相談できる環境
をつくれます



3 こども計画が目指すこと

こども計画では次の3つの骨ぐみをつくって、今後取り組んでいくことを決めています。

- **基本理念** 未来が「こうなっていたらいいな」という目指す町の姿(ゴール)
- **基本目標** 目指す町の姿(ゴール)に向けて、大津町が取り組む7つの目標
- **施策(取り組むこと)** 1つ1つ目標を達成するために具体的に取り組んでいくこと

基本理念

わかもの
こども・若者をまんなかに
ゆめ も いっしょ そだ
夢を持ち一緒に育つまち
いばしょ しあわ
みんなの居場所 幸せおおづ

こどもや若者、保護者を支えるための町の思いを基本理念に込めて、
「こどもまんなか大津」を目指していきます。

【こんな「こどもまんなか大津」を目指します】

- ▶ こどもや若者が安心できる居場所がある
- ▶ こどもや若者が夢や希望を持って成長することができる
- ▶ 大人になってから社会を生き抜く力を身に付けることができる
- ▶ 困った時に悩みを相談できる人や場所がある
- ▶ 将来にわたり幸せで豊かな生活を送ることができる



基本理念を実現するための基本目標と施策を、
次のページから紹介するよ。

4 こども計画で取り組むこと

こども計画では、7つの「基本目標」と「施策（取り組むこと）」を計画に書いて、それをもとに町役場の人たちや関係する施設・団体の人たち、そして住民一人ひとりが実現していきます。

基本目標

1

こども・若者の権利をみんなで守り、 夢や希望の実現を応援します

こども・若者や保護者に「こどもの権利」を知ってもらったり、こどもや若者が意見を言いやすい環境づくりに取り組みます。また、こどもや若者の命を守るための環境づくりに取り組みます。

施策の例

- ・こどもや若者、保護者に「こどもの権利」を理解してもらうため、情報を発信します。
- ・こどもや若者が意見を言えるように、こどもや若者へのアンケートやヒアリング、ワークショップなどに取り組みます。
- ・こどもが周りの大人から暴力や暴言を受けないよう、見守りや相談できる場所を充実させます。
- ・こどもの命を守るために、こころの健康を守ったり、犯罪や事故、災害などの対策に取り組みます。



こども・若者・保護者の居場所をつくり、子育てを支援します

こどもや若者、保護者が、さまざまな遊び・体験ができる場所や安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。

施策の例

- ・ こどもや若者が文化芸術活動やスポーツに取り組みやすい環境をつくり
ます。
- ・ 図書館や児童館などでさまざまな体験ができるイベントを開催します。
- ・ 学校や家以外でこどもが安心して過ごせる居場所や、こどもたちが思い切り
遊べる場所をつくります。
- ・ 地域の中でこどもや子育て世帯などが交流できる場所をつくります。

こども・若者・保護者の悩みや困りごとが解決できるよう一緒に考えます

こどもや若者、保護者が悩みを相談できるよう窓口を整えて、難しい悩みも
さまざまな関係者と協力して解決できるように仕組みづくりを行います。

施策の例

- ・ こどもや若者、保護者が困った時に気軽に相談できる場所をつくります。
- ・ 経済的にきびしい子育て世帯を支援します。
- ・ 外国にルーツを持つこども・若者や保護者が不安なく生活できるよう、
外国語で情報を伝えるなどの支援をします。
- ・ 障がいがあるないに関係なく、学校生活や日常生活を円滑に送れるよう、
環境づくりに取り組みます。

乳幼児期（0～5歳）の支援

赤ちゃんが健康に成長できる環境づくりを進め、保護者が楽しく育児ができるように支援します。また、幼稚園や保育所、認定こども園で、こどもが安心して過ごせるようにします。

施策の例

- ・ 健診などで、赤ちゃんが健康ですくすくと成長しているかチェックします。
- ・ 赤ちゃんの健康を守るための予防接種を受けられるように保護者に情報発信をします。
- ・ 保護者が病気や用事などで困った時に、こどもを預かるサービスが使えるようにします。
- ・ 園の先生たちと協力して、安心してこどもが過ごせるような幼稚園、保育所、認定こども園にします。

児童・生徒（6～15歳）への支援

小中学校に通うこどもたちへの教育を充実させ、こどもたちが「生きる力」を育めるようにサポートします。また、学校へ通いづらいこどもたちへの支援や、こどもたちが学校以外で過ごせる居場所づくりに取り組みます。

施策の例

- ・ 学校の施設などが安全に使えるように、適正に管理します。
- ・ 栄養バランスが取れたおいしい学校給食を提供します。
- ・ こども同士や親子で楽しく過ごしたり、相談できる居場所づくりを行います。
- ・ 学校に通いづらいこどもたちが、学校以外で勉強できる場所や過ごせる場所を整えます。
- ・ 小中学校でフッ化物洗口を行い、こどもたちのお口の健康を守ります。

若者世代（16～39歳）への支援

高校生や大学生、若者がさまざまな学びを得ることができる、自分のしたい仕事につくことができるような環境づくりを進めます。また、結婚をしたい人が結婚しやすいように取り組みを進めます。

施策の例

- ・ 地元で働きたい高校生や若者向けの説明会などを行います。
- ・ 高校や大学などへの進学を経済的な問題であきらめることがないように支援します。

こどもを出産する人への支援

こどもを出産するお母さんたちが安心して出産できるように、健康面や日常生活を支えます。

施策の例

- ・ 妊婦さんの健康状態を確認するため、妊婦健診を受けるよう案内します。
- ・ 出産後の心と体が不安定になりやすい時期に、お母さんと赤ちゃんの心と体のケアをします。
- ・ 出産後の家事や育児が不安なお母さんの自宅を訪問し、家事や育児のお手伝いをします。

イベントや
ワークショップ
に参加したい

町のホームページや
チラシなどで情報を
お届けします。



町ホームページ

こども計画
をもっと
知りたい

大津町こども計画
をぜひ読んでみて
ください。



大津町こども計画【こども向け概要版】

大津町子育て支援課

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地
TEL：096-293-5981 FAX：096-292-1234